

フィットランド東京ドーム 会則

第1条〈名称〉

本クラブは、「フィットランド東京ドーム」（以下「本クラブ」といいます）と称します。

第2条〈所在地〉

本クラブの所在地は、東京都中央区晴海五丁目2番31号3階31700とします。

第3条〈管理・運営〉

本クラブの施設は、三井不動産株式会社が所有、三井不動産商業マネジメント株式会社が管理、株式会社東京ドームスポーツ（以下「会社」といいます）が運営にあたります。

第4条〈目的〉

本クラブは、クラブ内の施設の利用を通じて、会員（本会則第6条所定の手続きを経て会社と契約を締結された方をいいます。なお、満16歳以上の方または高校生以上の方（高校在学であれば15歳でも可）を「フィットネス会員」といい、16歳未満の者を「スクール会員（親子スクールの保護者はスクール会員とする）」といい、「フィットネス会員」と「スクール会員」とを総称して「会員」といいます。以下同じ。）の心身の健康維持と増進及び会員相互の親睦を図り、明朗健全な会員制クラブとすることを目的とします。

第5条〈個人情報のお取り扱い〉

- 1 本クラブで取得する個人情報は、会社の「個人情報保護方針」及び「個人情報のお取り扱いについて」に基づき管理します。<https://www.tokyodome-sports.co.jp/privacy/>
- 2 前項にかかわらず、本クラブで取得する個人情報は、本クラブ運営（利用状況照会、物販・オプション管理、問合せ対応、各種連絡、施設プログラムやイベント等への参加管理、安全管理、会費請求など）のため、本クラブ及び東京ドームグループ各社で取扱っている商品やイベント、サービス、キャンペーンの案内や広告を会社が電子メールや郵送などにより送付すること、及び本クラブのサービスの改善や新たなサービスの検討を目的とした調査・分析のために利用します。
- 3 本クラブで取得する個人情報には要配慮個人情報（既往歴や障害の有無）が含まれる場合があります。当該個人情報は運動指導時の事前配慮の目的で利用します。
- 4 本クラブを退会された後に再入会キャンペーン等の情報を会社が電子メールや郵送などにより送付する場合があります。
- 5 第2項および第4項における電子メールは、受信者の意向により受信拒否ができるものとします。送信先の住所、電子メールに関する苦情・問合せ等を受け付ける電話番号・メールアドレスは会社ウェブサイトにて予め開示する他、当該電子メールに記載します。
- 6 会社は、法令の規定に基づく場合のほか、上記「利用目的」の達成に必要な範囲で、会員の個人

情報を会社のグループ各社、サービス提供会社などの第三者に提供することがあります。その他、金融機関の口座振替やクレジットカード決済手続きに必要な会員情報を口座振替代行会社及び決済代行会社へ連携します。（会社は口座情報およびクレジットカード情報を保有いたしません。）

第6条〈入会手続き〉

- 1 本クラブは会員制とします。
- 2 本クラブに入会しようとする方は、本会則、細則及び館内利用規約等の諸規則（以下「諸規則」といいます）を遵守するものとします。
- 3 会社は、前項に際して、諸規則等を書面又はウェブサイト上にて交付するものとします。
- 4 本クラブの会員種類及び利用条件等は、細則の通りとします。
- 5 本クラブへの入会を希望する方は、入会申込書の提出等、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第7条〈入会資格〉

- 1 会社は、以下の条件をすべて満たす方をフィットネス会員と認めます。なお、本クラブは、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
 - ① 本クラブの趣旨に賛同し、諸規則等を遵守できる方。
 - ② 満16歳以上または高校生以上の方。（ただし未成年の場合には親権者の同意がある方）
 - ③ 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
 - ④ 医師から運動を禁止されていない方。
 - ⑤ 成年被後見人及び被保佐人でない方。
 - ⑥ 刺青・ファッションタワー等のない方。
 - ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者（以下「反社会的勢力等」といいます）でない方。
 - ⑧ 薬物常用者でない方。
 - ⑨ 公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方。
 - ⑩ 会社が審査を行い、適当と認めた方。
- 2 会社は、16歳未満の方（ただし親権者の同意がある方）のうち、前項第1号及び同第3号から10号までの条件をすべて満たす方を、スクール会員と認めます。
- 3 会員は、本クラブに対し、現在のみならず将来にわたって、反社会的勢力等との間で、社会的に非難されるべき関係を有しないことを保証します。
- 4 会員は、本クラブに対し、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれの行為も行わないことを

保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて会社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 8 条〈会員証〉

会社は、会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- ① 会員は、本クラブの利用にあたり、会員証を提示しなければなりません。
- ② 会員証は記名された本人のみが使用するものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。
- ③ 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に対して届け出て、再発行の手続きをするものとし、その際、所定の手数料を支払うものとします。
- ④ 会員は、会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還しなければなりません。

第 9 条〈譲渡等〉

会員は、本クラブの会員資格の譲渡をすることができず、また、第三者に相続させることもできません。

第 10 条〈会費〉

- 1 会費の金額、支払い時期及び支払い方法は、会社がこれを定めます。
- 2 一旦納入した会費等は、会社が認めた場合を除いて、これを返還しないものとします。

第 11 条〈会費等の変更〉

会社は、会費、利用料等が、会社、経済等の情勢の変動により不相当なものになったと判断した場合、変更することができるものとします。

第 12 条〈休会〉

- 1 会員は、各月の 15 日までに会社に対して会社所定の休会届を提出し、かつ本条第 4 項に定める休会期間中の事務手数料を支払うことにより翌月 1 日から休会することができます。ただし、休会届の提出が 16 日以降になった場合には、翌々月 1 日から休会することができます。休会期間は 1 か月単位となります。
- 2 休会期間は、連続して最長 3 か月までとします。会員は、前項に定める休会届の提出の際に、会社に対し休会期間を指定する必要があります。（1 か月、2 か月又は 3 か月のいずれかを選択することができます）
- 3 会員は、会社に対し休会期間を延長するために休会届を再度提出することができます。ただし、休会期間は、延長期間を含めて通算 3 か月以内でなければなりません。会員は、各月の 15 日まで

に会社に対して休会届を提出することにより、翌月 1 日から休会期間を延長することができます。

- 4 休会中の会員は、会社に対して、休会期間中の事務手数料として、月額 2,000 円（税別）を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。
- 5 本条第 2 項及び第 3 項に定める休会期間が終了した場合には、会員は、休会前と同一の会員種類に復帰するものとし、会社に対して、休会前と同一の会員種類の会費を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。

第 13 条〈ビジターの利用〉

会社は、所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方（以下、「ビジター」といいます）に本クラブの施設を利用させることができます。なお、この場合、ビジターは身分証明書の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。ビジターの施設利用に関する事項は、細則で定めます。

第 14 条〈利用制限〉

会社は、会員の安全を確保するため、次の各号の利用制限を設けます。

- ① 妊娠中の方は、医師の許可を得たうえで、会社と相談のうえお客様の状況に応じた利用となります。
- ② 障害のある方、一時的に体の機能が低下している方や高齢の方は、会社と相談のうえお客様の状況に応じた利用となります。

第 15 条〈入場禁止・退場〉

会社は、会員またはビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員またはビジターに対して、本クラブへの入場禁止または退場を命じることができます。ただし、会員は本クラブの利用を制限され、または本クラブへの入場または退場を命じられた場合であっても、会費を支払うものとします。

- ① 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
- ② 刺青（ファッションタワーを含む）のある方。
- ③ 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- ④ 反社会的勢力等に所属している方。
- ⑤ 許可なく本クラブの施設内を撮影すること。
- ⑥ 許可なく物品の売買またはパーソナルトレーニング等の営業行為もしくは勧誘を行うこと。
- ⑦ 他人を誹謗中傷すること。
- ⑧ 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- ⑨ 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑩ 本クラブの施設内に落書きをする、または本クラブの施設を損壊すること。
- ⑪ 動物を本クラブの施設内に持ち込むこと。（盲導犬は除外します）
- ⑫ 危険物を本クラブの施設内に持ち込むこと。
- ⑬ 酒気を帯びての本クラブへの来館もしくは本クラブの施設内での飲酒。
- ⑭ 会社従業員の業務を妨げる行為。

- ⑮ 他人へのストーカー行為。
- ⑯ 他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑰ 本クラブへの入館に際し虚偽の申告をした場合。
- ⑱ 本クラブの施設内での喫煙。
- ⑲ 本クラブの施設内での署名活動。
- ⑳ 会社の備品を必要以上に使用すること、または持ち出すこと。
- ㉑ その他本条各号に準じる行為。
- ㉒ その他、本クラブの目的を実現するために会社をお願いする事項に反すること。

第 16 条〈免責〉

会社は、会社の責めに帰さない事由に基づいて、本クラブ内で発生した盗難・傷害・病気・ケガその他事故について、一切責任を負わないものとします。

第 17 条〈損害賠償責任〉

- 1 本クラブの利用に際して、会員が受けた損害については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。
- 2 会員同士または会員と第三者との間で生じたトラブルや紛争について、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、損害賠償の責めを負いません。ビジターについても同様とします。
- 3 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の故意又は過失により会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責めに任ずるものとします。ビジターについても同様とします。

第 18 条〈遺失物・忘れ物・放置物〉

- 1 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失、滅失、毀損については、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社に故意又は過失がある場合は、賠償いたします。ビジターについても同様とします。
- 2 忘れ物・放置物については、原則として 3 か月間保管した後に処分させていただきます。

第 19 条〈退会届〉

- 1 会員が、本クラブの月会員システムを自己都合により退会するときは、会社に対して会社所定の退会届を提出し、会社に当該退会届が到達することにより退会できるものとします。なお、会員は、本クラブに対し、退会日までの会費、利用料等を支払う義務を負います。退会届の提出締め切りは、退会希望月の 15 日迄とします。
- 2 会員が前項に定める退会手続を行い、会社に対して退会届が 15 日までに到達した場合には、当月末日をもって退会することとし、16 日以降に退会届が到達した場合には、翌月末日をもって退会となります。

第 20 条〈本クラブの休業および閉鎖〉

会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブを休業または閉鎖をすることができます。なお、閉鎖がなされた場合、会員は会員資格を喪失し、会社は会員に対し、当該月の会費は返金いたします。

- ① 法令の制定・改廃または行政指導により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ② 施設の改造または修理を行うとき。
- ③ 天災・地変により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ④ 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ⑤ 経営上重大な理由があるとき。
- ⑥ その他会社が必要と認めた場合。

第 21 条〈会員資格の喪失〉

会員は、次の各号の 1 つでも該当する場合、その資格を喪失し、本クラブを利用できないこととします。この場合、会員は、会費の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。

- ① 死亡
- ② 除名
- ③ 反社会的勢力等に所属していることが明らかになったとき。

第 22 条〈除名〉

会員が次の各号の 1 つにでも該当する場合、会社は、会員を除名することができるものとします。除名された場合は、当該会員は本クラブを利用できないこととします。この場合、会員は、会費の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。

- ① 諸規則に違反したとき。
- ② 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき、または入会資格に抵触したとき。
- ③ 本クラブの名誉を傷つけたとき。
- ④ 本クラブの秩序を乱したとき。
- ⑤ 本クラブの施設、設備等を故意に損壊したとき。
- ⑥ 会費の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
- ⑦ 他の会員に著しい迷惑となる行為をしたとき。
- ⑧ 係員の指示に従わないなどの行為によりクラブ運営に支障をきたしたとき。
- ⑨ その他会社が除名を相当と認めたとき。

第 23 条〈変更届〉

- 1 会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに会社

に対し、会社所定の変更届を提出するものとします。

2 会社から会員に対して行う通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

第 24 条〈諸規則の遵守〉

会員、ビジター及び会社は、諸規則を遵守するものとします。

第 25 条〈細則〉

本会則に定めない事項並びに運営上必要な事項については、別に細則その他の規則に定めます。

第 26 条〈準拠法・管轄〉

1 本会則の解釈は日本国の法律に準拠します。

2 会員、ビジター及び会社は、本会則の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議のうえ、誠意をもって解決に努めるものとします。協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条〈改定〉

会社は、必要と認めた場合、本規約の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本クラブ内における掲示により告知し、軽微な改定にとどまらないときは、会社は 1 か月前までに本クラブの施設内における掲示及び本クラブのウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日 : 2024 年 1 月 1 日